

# 自然エネルギー推進への緊急提言

平成23年11月21日

自然エネルギー協議会

平成23年11月21日

## 自然エネルギー推進への緊急提言

---

(趣旨)

「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下、「再生可能エネルギー法」という。）」が成立し、民間事業者の活動が活発化しているものの、法の施行に合わせて自然エネルギーの導入を加速するためには、「具体的な制度設計」と「規制改革の推進」などの環境づくりが急がれる。このため、自然エネルギー協議会として、次の通り緊急提言するものとする。

### 1 自然エネルギーの意欲的な目標値の設定

現在、見直しを検討されているエネルギー基本計画において、我が国全体の自然エネルギーの意欲的な導入目標値を定めるべきである。

また、それに至る期限（短期及び中期）を定め、その実現の工程表を作成し必要な政策を早期に実施すべきである。

### 2 全量買取制度の効果的な制度設計

自然エネルギーの導入を意欲的に推進するためにも、「再生可能エネルギー法」の趣旨に則り、全量買取制度が有効に機能するよう以下の観点で設計すべきである

#### (1) 買取価格と期間について

全量買取制度の運用開始後、速やかな導入を促すためにも可及的速やかに買取価格及び期間を決定すべきである。

また、価格と期間については、国民生活や経済活動の影響にも配慮しつつ、発電事業者が安定的かつ長期的に発電が可能となるように設定すべきである。特に、法附則第7条の通り、施行から3年間は買取価格に特別な配慮を行い導入を加速すべきである。

#### (2) 価格見直し時の混乱回避

自然エネルギーによる発電事業を営む場合において、企画・設

計から着工、運用開始に至るまで一定のリードタイムが必要であり、価格が見直される際に混乱が起きないように配慮すべきである。そのため電源の種類に応じて価格改定のロジックを開示し、事前にある程度の期間想定できる価格（太陽光は18ヶ月、その他は36ヶ月以上先の想定など）を発表するなどの運用を行うべきである。

### （3）接続ルールの明確化

電気事業者及び政府は、既存の電気事業者と新たに参入する電気事業者との系統連系協議の際、手続き遅滞やトラブルが起きないように、あらかじめ接続ルールの明確化（申請マニュアルや接続不可時のガイドラインなど）、情報開示の徹底（接続が可能な場所や変電所の位置、設備容量や接続に要する費用など、事業計画の企画・立案に役立つ一定の項目について情報の提供を行うなど）を行うことで効率的で透明性・公平性の高い仕組みを構築し、系統接続の円滑化に努めるべきである。

## 3 地域の意見反映

自然エネルギーは地域によって、有望な電源の種類や賦存量が異なることから、各地域毎の特性に応じた導入への取組が必要である。

エネルギーの地産地消の観点からも、政府はヒアリングの機会を設けるなど、地域からの意見が国のエネルギー政策に反映される仕組みを整えるべきである。

## 4 送電網への接続義務徹底とそれに付随する措置

自然エネルギーを意欲的に導入し、かつ、電力の安定供給を両立するためにも、再生可能エネルギー法第5条接続義務を徹底するとともに、実効性を高めるためにもその運用ルールや系統の増強措置も検討されるべきである。

系統運用に関しては、不当な接続拒否が行われないよう基本的なルールを確立し、また太陽光や風力といった変動が大きい電源については、広く日本全体で融通させることで、安定化と導入量の増加を両立することが必要である。そのためには、系統の一体的運用など電気事業者同士可能な限りの融通を行うべきであり、政府はそのための法制度上、運用

上の措置を講ずる必要がある。

また、運用だけでなく従来の系統網の再構築や増強が必要である。そのため電気事業者による系統網の増強を促すような措置及び、国の財政的措置を講ずるべきである。

## 5 自然エネルギー導入に資する技術開発の推進

我が国の電子、機械、情報通信推進分野などの技術基盤を生かし、世界に先駆けた研究や技術開発を進めるべきである。

## 6 規制改革の推進

政府において自然エネルギーの導入加速に向けた規制緩和の検討が行われており、また、自治体や民間からも様々な提案が行われている。これらの早期具体化を図り、地域特性に応じた自然エネルギーの円滑な導入に向けた規制改革を断行すべきである。

平成23年11月21日

自然エネルギー協議会 会長

岡山県知事 石井正弘